

特集 中央三井トラスト・グループだからできること

本業を通じたそのほかの継続的な取り組み

社会を取り巻くさまざまな課題の解決に資する取り組みを継続していきます。

公益信託の 受託者としての社会貢献

公益信託とは、個人が公益のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた公益目的にしたがって財産を管理・運用することにより、公益目的の実現を図ろうとする制度です。

公益信託は、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、社会福祉、動物保護、都市環境整備・自然環境保護活動への助成、さらには国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

中央三井信託銀行の公益信託受託件数、受託信託財産残高は業界トップクラスにあり、これからも、公益信託の目的達成に努力していきます。

受託件数(平成21年9月末現在)	141件
信託財産残高(平成21年9月末現在)	144億円
助成額(平成20年度)	2,316の個人・法人に対し、 総額7億2,866万円を助成

遺贈による 寄付制度の取り扱い

ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方のために、中央三井信託銀行では100近くの大学や公益団体と「遺贈による寄付制度」の提携を行い、遺産寄付の支援サービスをご提供しています。公益への遺贈(遺言による寄付)を確実に実現させるためには、法的に問題のない遺言書を作成し、それを安全に保管し、将来の遺言の執行(遺言内容を実現する任務)を安心して任せられる者を確保することが大切です。

お客さまに、この制度の提携先の中からご意向に沿う先を選んでいただき、中央三井信託銀行の「遺言信託」業務をご利用いただくことにより、遺言書作成のお手伝いから、遺言書の保管、遺言の執行までのサービスを通じ、ご篤志を実現します。

多様なライフスタイルを 後押しする住宅ローンの展開

▶女性専用住宅ローン「エグゼリーナ」

働く女性のマイホーム取得を応援する住宅ローンです。出産後1年間の金利優遇、万一の医療保障、繰上げ返済手数料無料などの特典もついています。

▶二世帯住宅ローン「親想い」

親と一緒に住む二世帯住宅を建てる方を応援するローンです。固定金利指定型(全期間一律引下プラン)の適用金利が、店頭金利から1.4%引き下げとなる特典もついています。



信託機能を活用した 財産保全

信託には、「委託者から受託した信託財産については、委託者や受託者が倒産してもその影響を受けない」という、「倒産隔離機能」と呼ばれる機能が備わっています。

中央三井信託銀行および中央三井アセット信託銀行では、信託の倒産隔離機能を活かし、事業者が顧客などから預かった大切な資産を保全するためのさまざまな商品を取り扱っています。近年、顧客保護の意識の高まりとともに、信託による財産の保全は社会の注目を集めています。今後も、信託の受託者として、さまざまな局面における財産の保全に取り組んでいきます。

機関投資家としての 株式議決権行使

中央三井アセット信託銀行では、機関投資家のお客さまからお預かりする資産を、お客さまとの緊密なコミュニケーションにより策定される計画に沿って、上場株式への投資を行っています。投資にあたっては、投資先企業の業績や資本効率などに着目し、長期保有による株主価値の向上(資産価値の増大)を目指しています。このため、受託資産運用部門に議決権行使を担う専門組織(「コーポレートガバナンス検討事務局」)を設置し、投資先企業の情報開示や経営体制などのコーポレートガバナンスの的確性を注視するとともに、企業との対話を通じ、「株主の長期的かつ継続的な利益に資する経営」の観点から議決権を行使しています。